平成２２年（フ）第２５５０号
大阪府東大阪市川俣３丁目３番11号　中西文化北棟202号、前住所大阪府東大阪市川俣本町４番15号
破産者　テクノエンジニアリングこと　吉田　寧剛
1　決定年月日　平成22年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２５６９号
大阪府豊中市上野東１丁目23番30―107号
破産者　山本　剛史
1　決定年月日　平成22年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３７９号
堺市美原区多治井164番地12　竹内信幸方
破産者　藤井　誓夫
1　決定年月日　平成22年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第３号
大分県杵築市大字岩谷1627番地17
破産者　河野　康彦
1　決定年月日　平成22年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２１年（フ）第１０６号
鹿児島県霧島市溝辺町麓1381番地７
破産者　水流添　寿
1　決定年月日　平成22年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２２年（フ）第６７０号
神奈川県海老名市杉久保南３丁目27番３号
破産者　石黒　美香
1　決定年月日　平成22年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第９８０号
静岡市清水区船越南町252番地の３
破産者　山田　禎子
1　決定年月日　平成22年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第５４号
静岡県下田市立野71番地の２　１号室、旧住所静岡県下田市六丁目15番35号　ハイムミヤマ202
破産者　高橋　　靖
1　決定年月日　平成22年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所下田支部

平成２２年（フ）第１３２号
静岡県磐田市豊浜中野58番地９　グリーンビレッジ大竹205号室、破産手続開始決定時の住所静岡県菊川市半済1183番地
破産者　岡本　和也
1　決定年月日　平成22年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第５０１号
京都市右京区西京極下沢町21番地の66
破産者　小西　　勲
1　決定年月日　平成22年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１５７号
京都府木津川市相楽台７丁目５番地８
破産者　佐野　公敏
1　決定年月日　平成22年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２７７号
大阪市阿倍野区美章園２丁目２番９号　沢田ハウス205号
破産者　川村　　浩
1　決定年月日　平成22年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４８４号
大阪市住吉区長居西１丁目11番33号　エクレールオザキ303号
破産者　西野　正悦
1　決定年月日　平成22年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１１３号
福岡県柳川市三橋町百町1445番地７
破産者　吉田利惠子
1　決定年月日　平成22年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２２年（フ）第４号
大分県別府市石垣西３丁目３番５―506号
破産者　溝部　達哉
1　決定年月日　平成22年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第１１１号
大分県由布市庄内町庄内原459番地２
破産者　力武　英樹
1　決定年月日　平成22年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第１０号
大分県速見郡日出町2297番地１
破産者　井上　弘枝（旧姓水野）
1　決定年月日　平成22年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２１年（フ）第４０３号
宮崎市中村西３丁目８番９号、住民票上の住所宮崎市京塚１丁目４番８－１号
破産者　川畑　清嗣
1　決定年月日　平成22年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第４９９号
愛知県稲沢市祖父江町上牧堤外125番地１
破産者　ニシテックこと　西垣　英行
1　決定年月日　平成22年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第６９号
愛知県丹羽郡扶桑町大字柏森字甲西屋敷54番地　301号
破産者　宮川　　学
1　決定年月日　平成22年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部